



令和元年11月5日

航空局首都圏空港課

成田国際空港の基本計画を改定します ～成田国際空港の更なる機能強化に向けて～

成田国際空港株式会社法に基づき、国土交通大臣が定める基本計画を改定いたします。

1. 背景

成田国際空港については、昨年3月に国、千葉県、地元市町、成田国際空港株式会社からなる四者協議会において、既存のB滑走路の延伸やC滑走路の増設等により空港の発着容量を年間50万回とする、更なる機能強化について合意がされたところです。（成田国際空港の更なる機能強化の詳細は別紙1をご参照下さい。）

これを受け、成田国際空港株式会社法第3条に基づき国土交通大臣が定める基本計画を53年ぶりに改定することとしましたのでお知らせいたします。

2. 改定内容

更なる機能強化の合意内容に沿って横風用滑走路の計画を廃し、新たにB滑走路延長・C滑走路新設を行うことに伴い、滑走路の配置・空港敷地の面積等に関する項目を改定いたします。

詳細は別紙2、基本計画本文は別紙3をご参照下さい。

<お問い合わせ>

国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室
御手洗（内線：49332）、松尾（内線：49334）
電話：03-5253-8111（代表）03-5253-8956（直通）FAX：03-5253-1658